

職業訓練指導員免許証交付要件

該 当 事 項	必要な実務経験	48講習
長期課程及び専門課程の指導員訓練を修了した者	-	-
職業訓練指導員試験に合格した者	-	-
免許職種に関する一級又は単一等級の技能検定に合格した者	-	要
免許職種に関する学科を修めた者で、工業、工業実習、農業、農業実習、水産、水産実習、商業、商業実習、家庭又は家庭実習の教科についての教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第1項の高等学校教諭免許状を有するもの	-	-
免許職種に関し、廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号。以下「旧法」という）第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、長期訓練又は短期訓練の課程を修了した者	-	-
旧法第24条第1項の職業訓練指導員試験に合格した者	-	-
大学（短期大学を除く）において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上	要
短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	4年以上	要
免許職種に相当する応用課程の高度職業訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	1年以上	要
免許職種に相当する専門課程（専門訓練課程を含む）の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	3年以上	要
免許職種に関し、専門課程（専門訓練課程を含む）の養成訓練を修了した者（技能照査に合格した者を除く）	4年以上	要
免許職種に相当する普通課程（普通訓練課程を含む）の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	6年以上	要
免許職種に関し、普通課程（普通訓練課程を含む）の養成訓練を修了した者（技能照査に合格した者を除く）	7年以上	要
免許職種に関し、職業転換課程（職業転換訓練課程を含む）の能力再開発訓練（準則で800時間以上のもの）を修了した者	10年以上	要
免許職種に関し、専修訓練課程の養成訓練を修了した者	10年以上	要
外国の学校であって学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く）と同等以上と認められるものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者	2年以上	要
免許職種に関し、旧法の「認定職業訓練」であって訓練期間の基準が3年であるもの又は改正前の労働基準法（昭和22年法律第49号）の認可を受けて行われた技能者養成を修了した者	7年以上	要
高等学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	7年以上	要
免許職種に関し、旧法の職業訓練（2年、3600時間）又は旧法の認定職業訓練（2年）を修了した者	8年以上	要
免許職種に関し、旧法の職業訓練（1年、1800時間）又は改正前の職業安定法（昭和22年法律第141号）の公共職業補導所（1年、1824時間）を修了した者	10年以上	要
失業保険法（昭和22年法律第141号）の職業訓練（1年、雇用促進事業団の施設）を修了した者	10年以上	要
都道府県が家事サービス職業訓練を行うために設置する施設において免許職種に関する当該職業訓練を担当している者	-	要
免許職種に相当する特別高等職業訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	3年以上	要
免許職種に関し、特別高等職業訓練課程の養成訓練を修了した者（技能照査に合格した者を除く）	4年以上	要
免許職種に関し、高等訓練課程の養成訓練に係る訓練科に関し、技能照査に合格した者	6年以上	要
免許職種に関し、高等訓練課程の養成訓練を修了した者（技能照査に合格した者を除く）	7年以上	要
旧法の専修訓練課程の養成訓練を修了した者	10年以上	要
厚生労働省職業能力開発局長が前各号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認める者（新たに訓練科が設置された場合等で、担当する指導員の確保が困難なときに限り、実務経験15年以上）	15年以上	要

48講習（48時間講習）については、佐賀県職業能力開発協会（tel：0952-24-6408）にて実施しておりますので、協会までお問い合わせください。